

岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業第1号介護予防支援事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号エに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(実施主体等)

第3条 介護予防ケアマネジメント事業は、岩倉市内に事業所を置く法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 前項の地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、法第115条の47第5項の規定に基づき、この事業の一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、総合事業実施要綱第5条第1項に規定する者（以下「事業対象者」という。）とする。

(事業の内容)

第5条 この事業は、事業対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、事業対象者の状況を踏まえた目標を設定し、事業対象者がそれを理解した上で目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的なサービスの利用等について検討し、必要に応じてケアプランの作成、モニタリング評価等を行うものとする。

2 事業者は、介護予防ケアマネジメント事業の実施に当たり、事業対象者の状況や提供を希望するサービスを踏まえて、次に掲げ

る事業の類型に分けて事業を行うものとする。

(1) 介護予防ケアマネジメント A（原則的なケアマネジメント） 岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年岩倉市条例第 7 号。以下「基準条例」という。）第 4 条から第 33 条までの規定に準ずる基準

(2) 介護予防ケアマネジメント C（初回のみ of ケアマネジメント） 基準条例第 4 条から第 33 条まで（第 32 条第 9 号及び第 12 号から第 16 号までを除く。）の規定に準ずる基準

3 事業者は、介護予防ケアマネジメント事業の実施に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（利用の中止）

第 6 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第 4 条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) その他利用が的確でないとは判断されるとき。

（介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準）

第 7 条 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、総合事業実施要綱別表第 2 により算定した単位数に、厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントに要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業費の支払）

第 8 条 事業者は、月ごとに、第 5 条第 2 項各号に規定する事業の類型に応じて、前条の算定方法により算定した事業費を市長に請求することができる。

2 前項の請求に当たっては、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)を経由して請求するものについては、あらかじめ定められた所定の手続に従って請求し、市長は、国民健康保険団体連合会を経由してあらかじめ定められた期日までに支払うものとする。

(返還)

第9条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により事業費の支給を受けた者があるときは、支給した事業費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第11条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現にサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

(電磁的記録等)

第13条 事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。